

南部箕蚊屋広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

平成30年2月28日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等（指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営に関する基準等について必要な事項を定めるものとする。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)

第2条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、次条に定めるものを除き、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）に定める基準をもって、その基準とする。

(指定居宅介護支援等の提供に関する記録の整備)

第3条 指定居宅介護支援等基準第29条第2項に規定する指定居宅介護支援等の提供に関する記録については、指定居宅介護支援等基準の規定にかかわらず、その完結の日から5年間保存するものとする。

(指定居宅介護支援事業の申請者に関する基準)

第4条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。